△△△△△に関するネーミングライツパートナー基本協定書（ひな形）

神奈川県（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）とは、△△△△△に甲が定める名称とは別に乙が愛称を付けることについて、次のとおり協定を締結する。

（基本的事項）

第１条　乙は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までの間、△△△△△に愛称を付けることができる。

２　前項の愛称は、「　(愛　称　名)　」とし、令和　　年　　月　　日までの間、その愛称を変更することはできない。

３　乙は、別途締結する契約に基づき、ネーミングライツパートナー料を甲に支払う。

４　甲は、第２項の愛称の普及に努める。

５　乙は、この協定により生じる権利を、第三者に譲渡若しくは転貸し、使用若しくは収益を目的とする権利を設定し、又は抵当権若しくは質権を設定してはならない。

６　乙は、この協定により生じる義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。

(表示の変更等)

第２条　甲は、乙が△△△△△に愛称を付けたことに伴い、次の表示の変更を甲の負担により行う。

　(1)

 (2)

　(3)

２　前項各号に掲げる看板等の修繕については、甲の負担により甲が行う。

３　第１項に掲げるもの以外に、新たに看板等を設置する場合、又は標識等に新たに表示する場合には、甲と協議のうえ、乙の責任と負担により乙が行う。

　　なお、その修繕についても同様とする。

(ネーミングライツパートナー料により行う事業)

第３条　甲は、ネーミングライツパートナー料により、次の事業等を行う。

　(1)

 (2)

２　甲は、ネーミングライツパートナー料により前項に掲げる事業等を行うことについて、△△△△△の利用者等への周知を図る。

(愛称の普及)

第４条　甲は、第１条第１項の規定により付けられた△△△△△の愛称の普及を図るため、次の取組みを行う。

(1) △△△△△のネーミングライツパートナー及び愛称の決定について、記者発表し、甲のホームページで公表する。

 (2) 甲の広報紙等において、△△△△△の愛称を使用する。

　(3) 県内市町村に対して、△△△△△の愛称の使用を働きかける。

(協定の解除)

第５条　乙が、次に該当することとなった場合、若しくは該当することが明らかとなった場合、又は△△△△△のイメージを著しく損なった場合、若しくは損なうおそれがある場合、又はこの協定に違反した場合には、甲はこの協定を解除することができる。

(1) 地方自治法施行令第167条の４の規定により一般競争入札の参加を制限されている団体等

(2) 神奈川県から神奈川県指名停止等措置要領により、競争入札の参加に関して指名停止を受けている団体等

(3) 会社更生法、民事再生法等に基づき更正又は再生手続をしている法人（ただし、更生計画又は再生計画が裁判所に承認された場合を除く）

(4) 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していない法人

(5) 公序良俗に反する事業を行う団体等

(6) 政治性又は宗教性のある事業を行う団体等

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(8) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制の下にある団体等

(9) 暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者を役員に含む団体等

(10) △△△△△の設置目的等に照らしネーミングライツパートナーとして適当でないと認められる団体等

２　前項の規定によりこの協定を解除した場合、又は乙の責に帰する事由によりこの協定を解除した場合には、甲は次の金額から既に乙からネーミングライツパートナー料として支払われた金額を差し引いた額を、乙に請求することができる。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　前項の規定は、甲に発生した実際の損害、損失又は増加費用が同項に規定する額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

４　甲は、第１項の規定によりこの協定を解除したときは、乙に損害、損失又は増加費用が発生してもその責を負わないものとする。

(原状回復)

第６条　△△△△△に愛称を付けなくなった場合、又は前条第１項の規定により協定が解除された場合に、甲から愛称を付ける前の状態に戻すよう命じられた場合には、第２条第１項に掲げる表示の変更及び第３項の規定により新たに設置した看板並びに新たに表示した標識の原状回復については、乙の負担により乙が行う。

(損害賠償)

第７条　この協定に基づき乙が付けた愛称が、第三者の商標権等を侵害した場合には、乙の責任により乙が対応する。

２　第２条第１項の規定による表示の変更により、第三者に損害、損失又は増加費用が発生した場合には、甲の責任により甲が対応する。

３　第２条第３項の規定による新たな看板等の設置や、標識等への新たな表示により、第三者に損害、損失又は増加費用が発生した場合には、乙の責任により乙が対応する。

４　前各項の規定に定める事項のほか、乙の責に帰すべき事由により甲に損害、損失又は増加費用が発生した場合には、乙は当該費用を賠償しなければならない。

(管轄裁判所)

第８条　この協定について訴訟が生じたときは、横浜地方裁判所を第一審の専属裁判所とする。

（その他）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関する事項については，別途甲乙協議して定める。

この協定を証するため，本書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各自その１通を所持する。

　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　横浜市中区日本大通１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　神奈川県知事　黒岩 祐治

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○○　○○○